

認可外保育施設等利用者向け

令和元年 10月 1日から幼児教育・保育の無償化がスタート

認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポートセンター事業を利用される方はご確認ください。

1

無償化の対象者・利用料



【対象者・保育料】



- ◆ 無償化の対象となるには、お住まいの市町村から【保育の必要性の認定】を受ける必要があります。
※【保育の必要性の認定】の要件については、就労等の要件（認可保育所利用と同等）があります。
- ◆ 保育所・認定こども園などの認可施設や企業主導型保育事業を利用していない方のみ無償化の対象となります。
- ◆ 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもは月額37,000円まで、0歳児クラスから2歳児クラスの市町村民税非課税世帯の子どもは月額42,000円までの利用料が無償化されます。
※3歳児クラス … 4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス（年少クラス）
- ◆ 幼稚園や認定こども園（1号認定）の園を利用している場合、その園の預かり保育提供時間が一定基準未満の場合は、認可外保育施設等の利用部分も一部無償化の対象となります。
※一定基準未満 … 教育時間を含む平日の開所時間が8時間未満、もしくは年間開所日数が200日未満
- ◆ 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。



【対象となる施設・事業】

- ◆ 認可外保育施設
- ◆ 一時預かり事業（保育所等で実施される一時預かり）
- ◆ 病児保育事業
- ◆ ファミリー・サポート・センター事業

※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設や認可外の事業所内保育施設等を指します。
※無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出をしており、町が確認をした施設です。

2

保育の必要性の認定

◆ 以下の支給要件に該当する場合、町から【新2号】等の認定が受けられます。



認定区分	支給要件
新2号認定	【3歳児クラスから5歳児クラス】の子どもで、保育を必要とする要件（保護者毎に就労等）がある子ども
新3号認定	【0歳児クラスから2歳児クラス】の子どもで、保育を必要とする要件（保護者毎に就労等）があるもののうち、 <u>市町村民税非課税世帯</u> の子ども



【保育を必要とする要件】

◆父母ともに、以下の要件のいずれかに該当する必要があります。

- ①就労（事業所等の就労・居宅外で自営または農業を営んでいる場合）※月60時間以上
- ②妊娠・出産 ※出産月をはさんで産前産後各2か月の計5か月以内
- ③保護者の疾病、障がい
- ④同居又は長期間入院などしている親族の常時介護・看護
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧
- ⑥求職活動（起業の準備を含む）※3か月以内の期間限定・延長なし
- ⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧育児休業中に、既に保育を必要としている子どもがいて、継続利用が必要である場合
- ⑨虐待やDVのおそれがあること
- ⑩その他、上記に類する状態として町長が認める場合



【無償化の対象となる手続き】

町から【新2号認定】または、【新3号認定】を受けるため、町に認定申請書を提出する必要があります。



【認可外保育施設等の利用料の支払い方法】

認可外保育施設等の利用料は、保護者が施設に支払った後、保護者から町に償還払いの申請を行っていただき、内容審査後、町から保護者に該当金額の償還払いを行う方法を検討しています。

※申請時期やお支払い回数については、町で検討中です。

